

福島浜通り地域における産業復興の現状と 企業誘致に向けた取り組みについて

令和4年12月

福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室

1. 福島浜通りの現在の状況

福島県とはこんなところ

- 福島県は、西部の「会津地方」、中部の「中通り」、東部の「浜通り」からなる。
- 面積については、北海道、岩手県に次ぎ**全国で3番目に広く**、15の国立公園・国定公園・県立自然公園をはじめとする**美しい自然**、**特色ある歴史や文化資源**、**温泉地やゴルフ場**、**美しい水と爽やかな風**、**のびやかでゆとりある環境**を誇っています。
- ふくしまの酒は**金賞受賞数9年連続日本一(令和4年5月)**



全国新酒鑑評会 金賞数日本一9連覇！

酒類総合研究所、日本酒造組合が共催する「2021酒造年度全国新酒鑑評会」の入賞酒が発表され、県内の17蔵元が出品した17銘柄が金賞を獲得し、金賞を含む32点が入賞を果たした。新型コロナウイルス感染拡大の影響で金賞を選ばなかった2019酒造年度を挟み、都道府県別の金賞数で9連覇を達成し、福島県が持つ最多連続記録を更新した。福島県の「日本一」は11度目で、酒どころ福島の技術と品質の高さを改めて全国に示した。

令和4年5月25日発表

浜通りは過ごしやすい

- 浜通り（いわき市小名浜）の気候は比較的温暖で、冬でも暖かい。
- 降雪量についても東京よりも少なく、日照時間についても東京、大阪よりも長い。

<福島県の気温と降水量>



<年間降雪量>

地域	降雪量
小名浜	1.8cm
東京	2.3cm
仙台	34cm

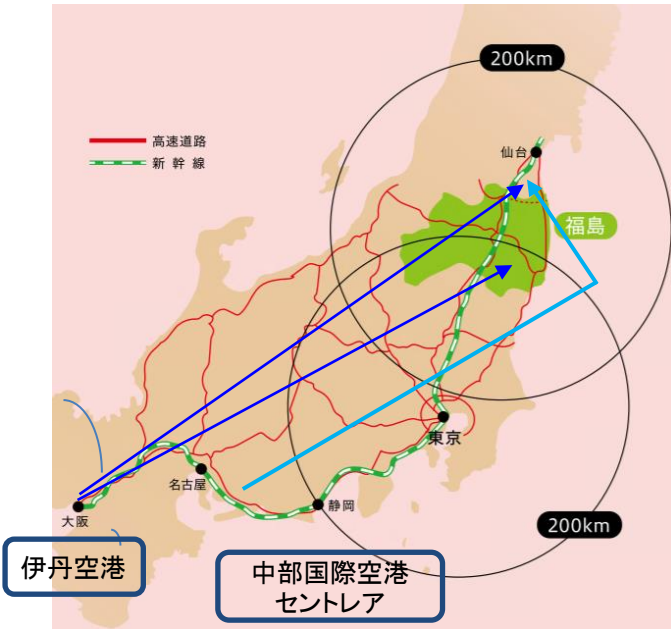
<年間日照時間>

地域	日照時間
小名浜	2,038時間
東京	1,848時間
大阪	2,033時間

年間降雪量、年間日照時間の出典:いわき市HPより

優れた交通アクセス

○福島県は、首都圏への近さや東日本の中心に位置するという地理的優位性に加え、陸路・海路・空路いずれの交通基盤も充実しており、スピーディーな企業活動を支えます。



空路

大阪(伊丹)空港 ⇄ 福島空港 4往復/日

福島発⇒伊丹着	伊丹発⇒福島着
08:05 → 09:25	07:50 → 09:00
12:55 → 14:05	11:20 → 12:25
17:15 → 18:35	16:50 → 17:55
18:25 → 19:35	19:15 → 20:25

* 発着時刻は時期により変更があります。

伊丹空港 - 福島空港	: 1時間5分
伊丹空港 - 仙台空港	: 1時間15分
中部空港 - 仙台空港	: 1時間15分

陸路①高速道路

東京(川口JCT) - 郡山IC(東北道) : 2時間30分
 東京(川口JCT) - 福島西IC(東北道) : 2時間50分
 東京(三郷IC) - いわき中央IC(常磐道) : 2時間

陸路②鉄道

東京 - 郡山(東北新幹線) : 1時間15分
 東京 - 福島(東北新幹線) : 1時間30分
 上野 - いわき(常磐線特急) : 2時間20分

海路

小名浜港
相馬港

浪江駅～富岡駅(運転再開区間)
令和2年3月14日
常磐線全線運転再開

小名浜港

外貨コンテナ航路

【韓国・中国航路(南星海運・高麗海運)】週2便(金・木)

釜山(水)⇒清水(木)⇒小名浜(金)⇒仙台(土)⇒釜石(月)⇒八戸(火)⇒
 苫小牧(水)⇒酒田(金)⇒釜山(日)⇒蔚山(火)⇒光陽(水)⇒上海(金)⇒
 寧波(日)⇒釜山(水) (週1回金曜寄港)

釜山(水)⇒新潟(金)⇒苫小牧(日)⇒釧路(月)⇒仙台(水)⇒小名浜(木)⇒
 常陸那珂(金)⇒清水(土)⇒釜山(月)⇒蔚山(火)⇒光陽(水)⇒大連(金)⇒
 青島(日)⇒釜山(水) (週1回木曜寄港)

【韓国・中国航路(興亜ライン・高麗海運)】週1便(水)

釜山(金)⇒清水(月)⇒仙台(火)⇒小名浜(水)⇒釜山(金)⇒蔚山(土)⇒
 寧波(火)⇒上海(水)⇒釜山(金)

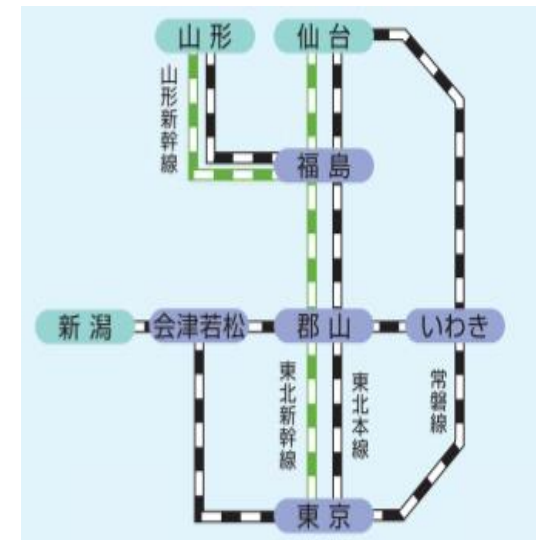
国際フィーダー航路 不定期

小名浜⇒東京港・横浜港⇒小名浜

相馬港

国際フィーダー航路

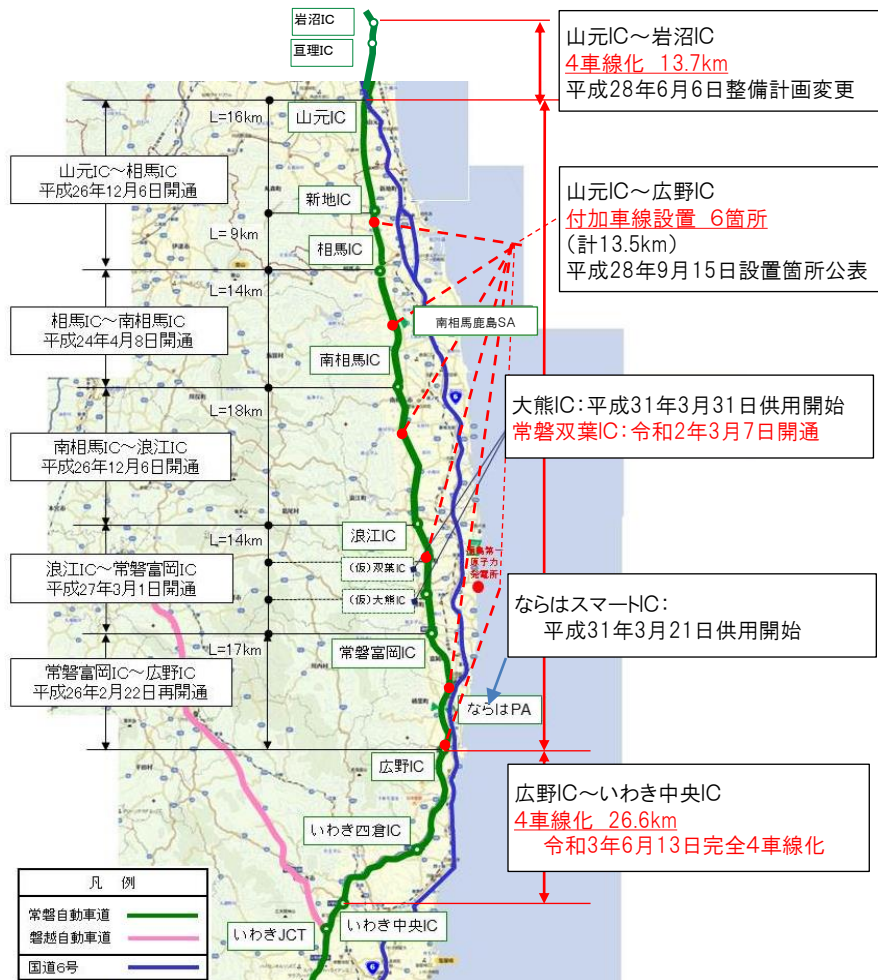
苫小牧/八戸/釜石/仙台塩釜/小名浜/
 東京・横浜に寄港するコンテナ船において対応



交通インフラの整備状況～首都圏等と浜通り地域を結ぶ交通～

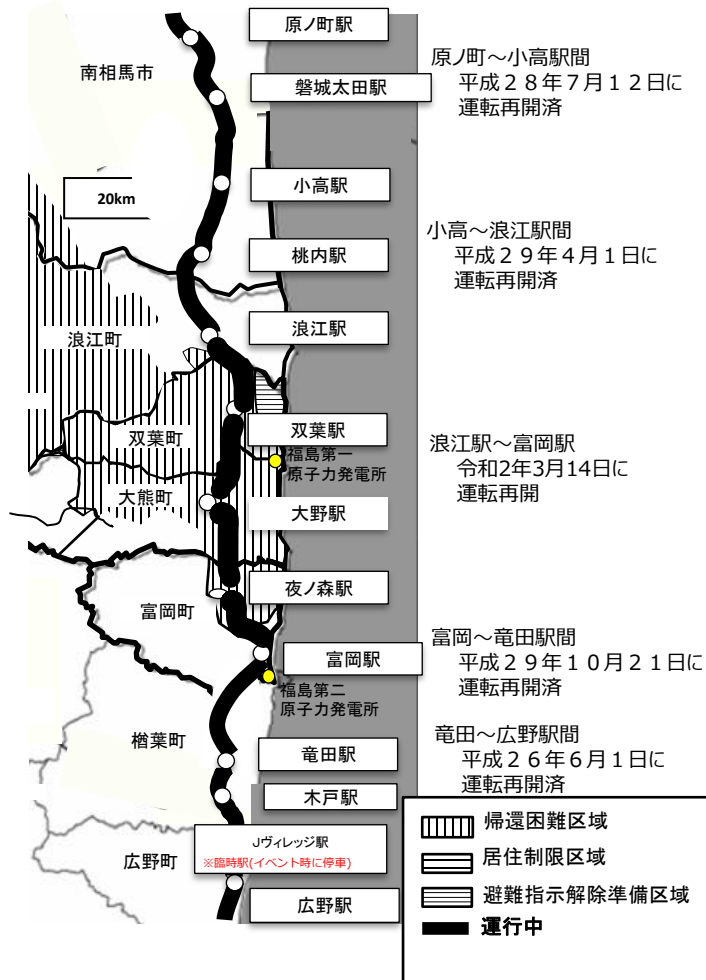
- 常磐自動車道は、大熊IC～常磐双葉ICが開通（令和2年3月7日）
いわき中央IC～広野IC間の完全4車線化（令和3年6月13日）
- JR常磐線は、浪江～富岡駅間が運転を再開し全線運転再開（令和2年3月14日）

常磐自動車道



※4車線化及び付加車線設置について、復興・創生期間内の概ね5年での完成を目指す。

JR常磐線



避難指示区域の指定・見直しの経緯

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 平成23年4月

- ・警戒区域（福島第一から半径20km）
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- ・計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）
【立入可、宿泊原則禁止】
- ・緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
【避難の準備、立入可、宿泊可】

3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

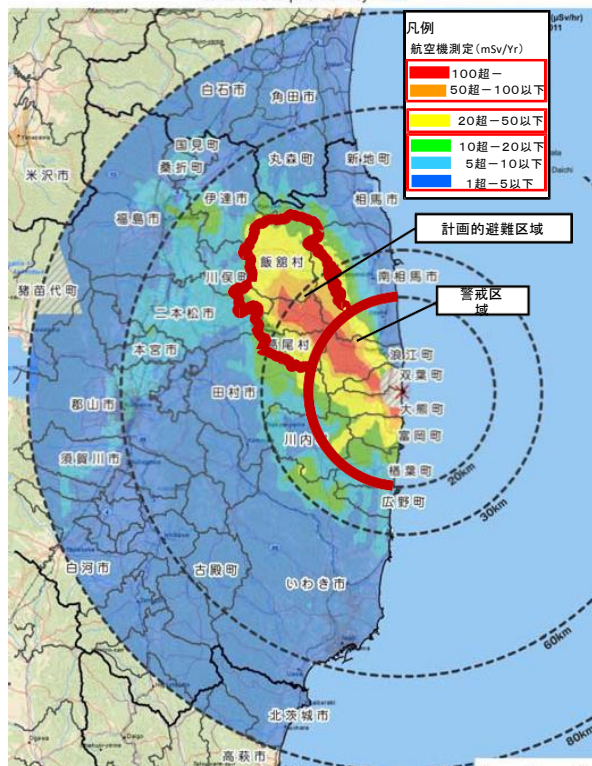
5. 避難指示区域の見直しの実施

- ・帰還困難区域（放射線量が50mSv/yを超える区域）
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
- ・居住制限区域（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- ・避難指示解除準備区域（放射線量が20mSv/y以下）
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

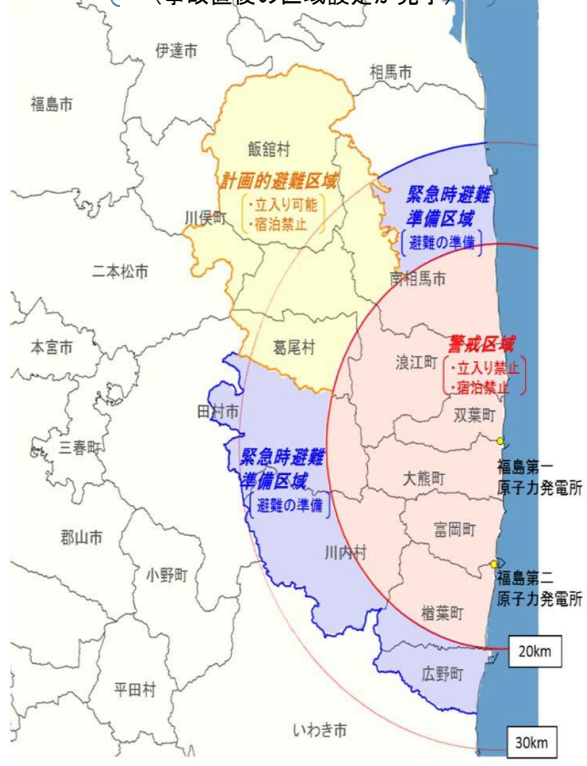
「冷温停止状態」
の確認

平成25年8月、避難指示区域の見直しは、被災11市町村ですべて完了(各市町村で、地区毎に住民説明会を実施(約200回))

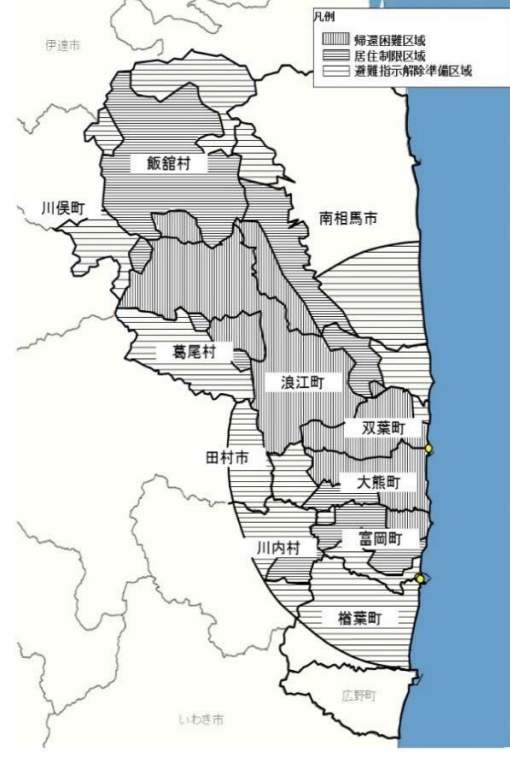
平成23年4月時点の
空間線量から推定した積算線量の分布



平成23年4月22日時点
(事故直後の区域設定が完了)



平成25年8月
(区域見直しの完了時点)



避難指示区域の現状②

1. 2020年3月、双葉町・大熊町・富岡町において、「帰還困難区域」の一部地域の避難指示を初めて解除。 2020年6月葛尾村・大熊町・双葉町の避難指示を解除。
2. 2023年春頃に浪江町・富岡町・飯館村の解除を目指し、除染やインフラ整備等を実施。
3. また、震災から11年を迎えたことも踏まえ、拠点区域外についても、各自治体の個別の課題や要望を引き続き丁寧に向って、解除に向けた方針の検討を加速化。

● 避難指示対象者数及び避難指示区域の面積の変遷

(2013年8月区域設定時)

(2021年3月時点)

避難指示区域からの避難対象者数	約8.1万人	区域設定時から 約6年7か月 →	約2.2万人 (約5.9万人減)
避難指示区域の面積	約1,150km ²		約337km ² (約813km ² 減)

(注)避難指示区域からの避難者数は、市町村からの聞き取った情報（それぞれ、2013年8月8日時点、2021年3月31日時点の住民登録数）を基に、原子力被災者生活支援チームが集計。

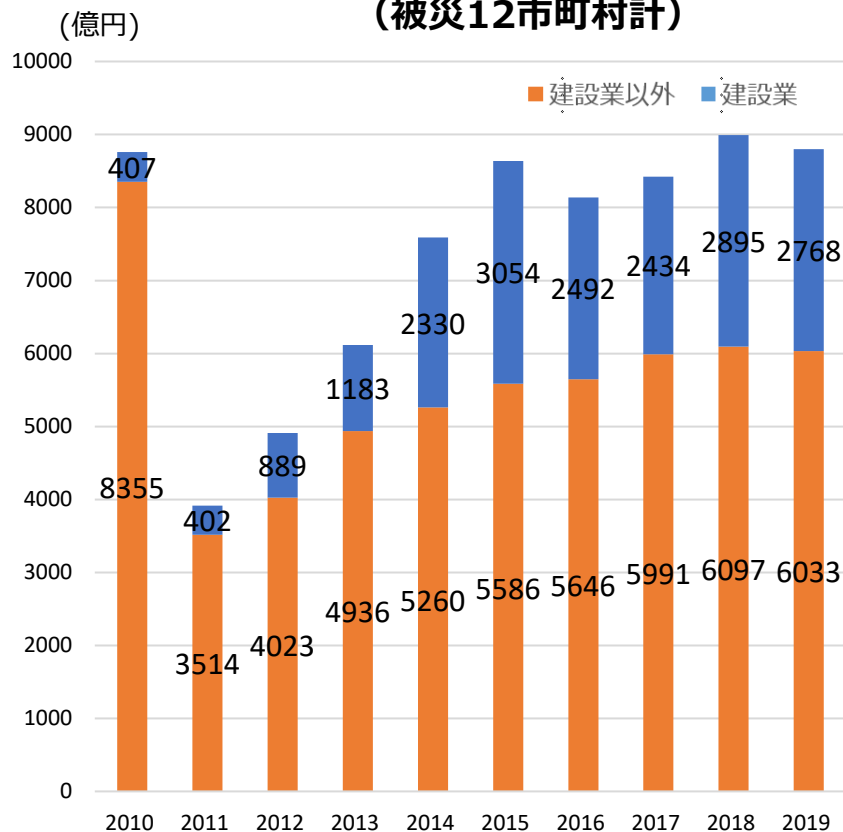
避難指示区域の現状と見通し(2020年3月10日現在)



被災12市町村の産業の状況

- ◇ 12市町村計の総生産を見ると、震災前には戻っておらず、かつ、復興需要と思われる建設業が大きい。
- ◇ 市町村別にみれば、震災前に戻ったところもあるが、原発立地町を中心に、震災前に戻らず、かつ、建設業の割合が大きい。

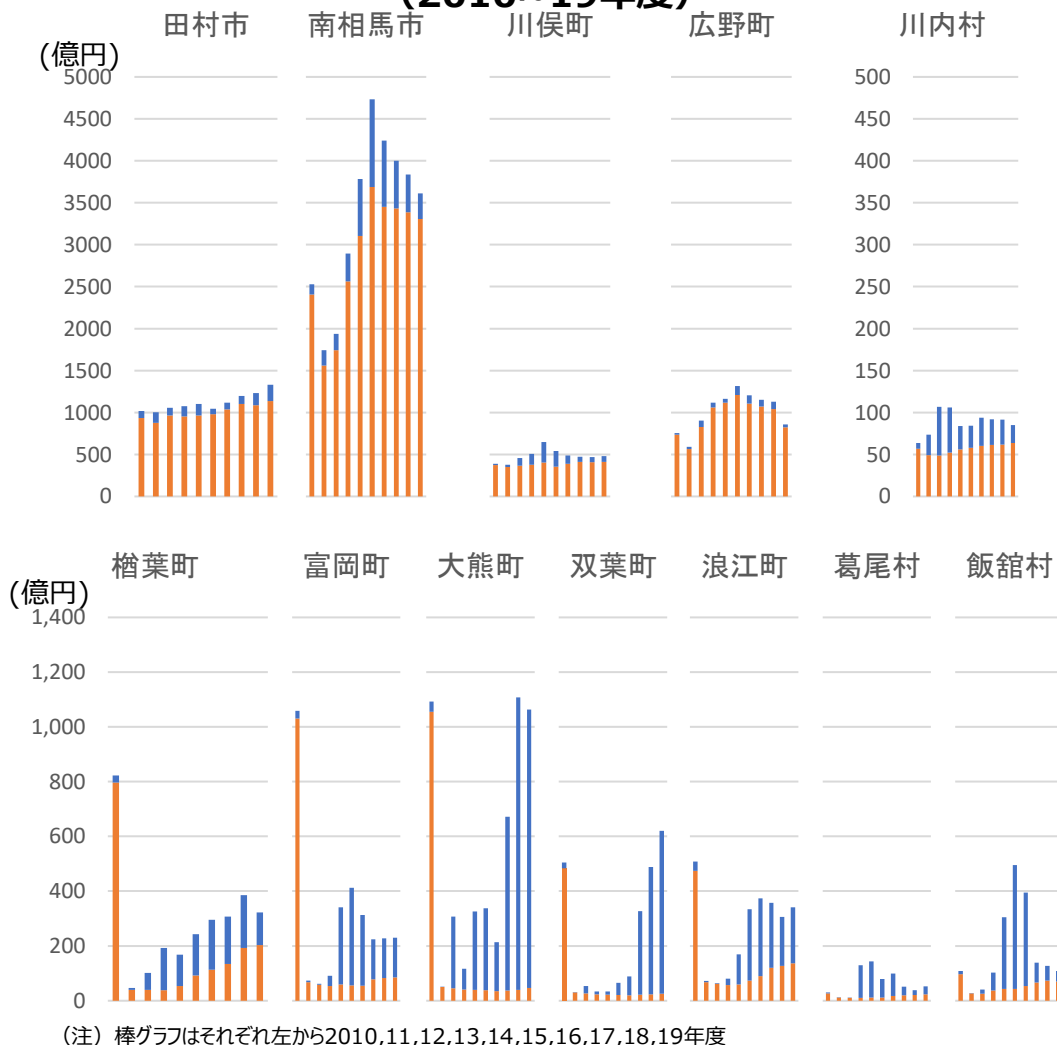
総生産の推移 (被災12市町村計)



※最新のデータは2019年度(2022年8月25日現在)。

(出典) いずれも令和元(2019)年度福島県市町村民経済計算年報

市町村別の総生産の推移 (2010~19年度)

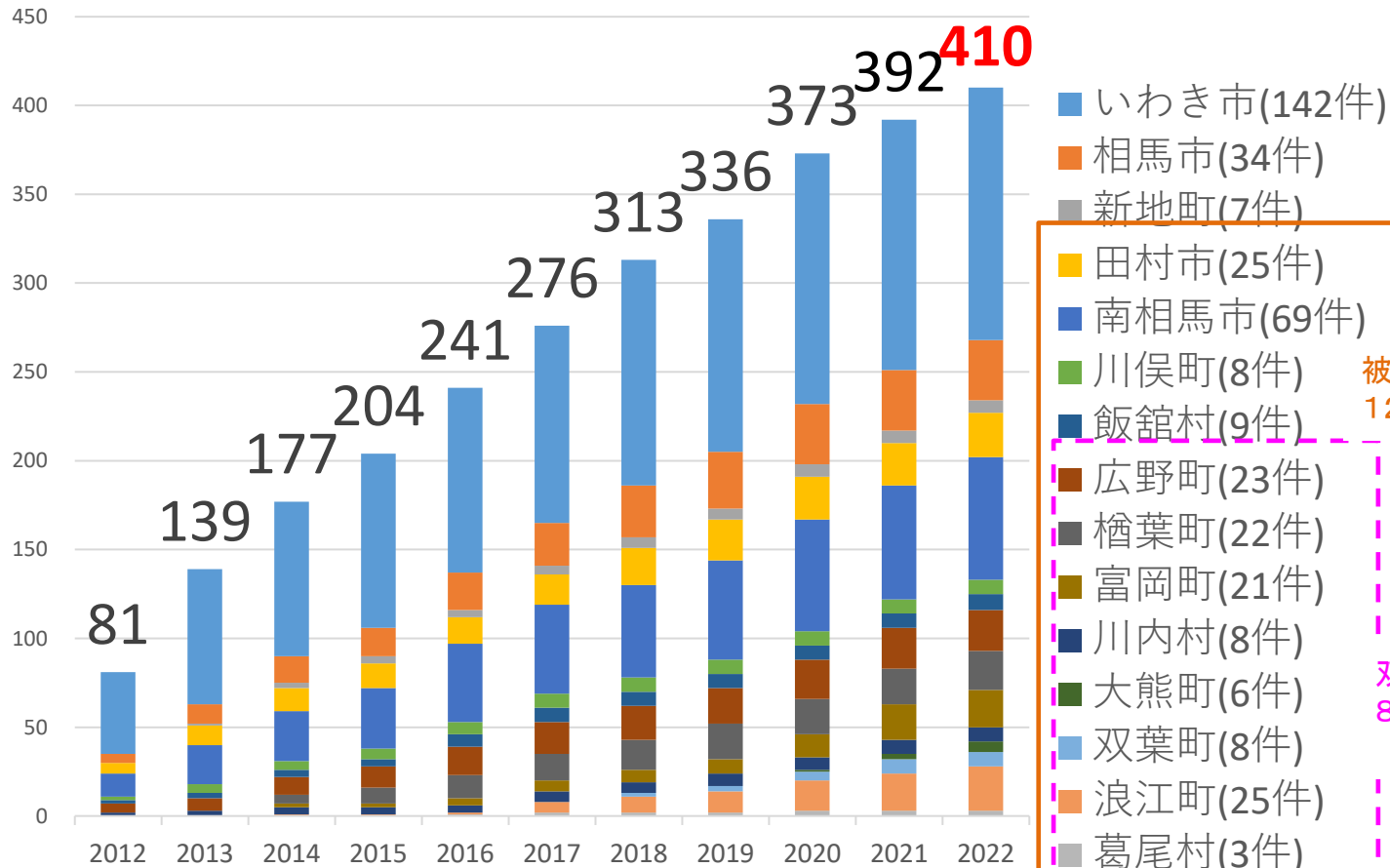


企業立地の状況

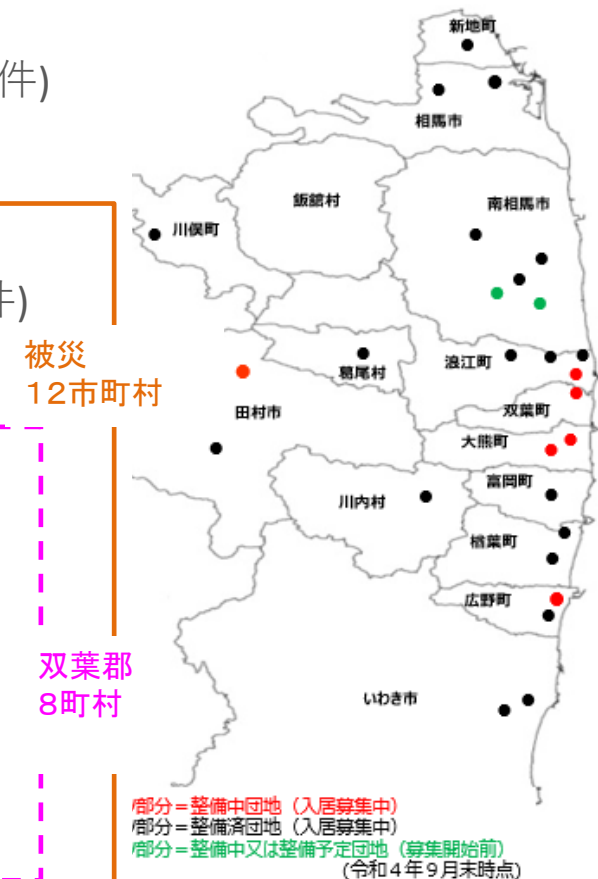
◇ 浜通り15市町村の**企業立地件数は410件**、**雇用創出数は4,740人**まで拡大(令和4年10月末時点)。一方、まだ**立地件数の少ない市町村も存在**している。

◇ 産業団地は、整備が進展するとともに、今後造成を予定しているものも存在。

＜企業立地補助金の各市町村の累計立地件数の推移＞



＜産業団地の整備状況＞



※ふくしま産業復興企業立地補助金、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の採択実績を基に作成(令和4年10月末時点)。

◇ 避難指示解除地域では、産業用地を中心に自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を活用して新たな企業の立地も進んでいる。

<進出企業の具体例>

事例1：双葉中央アスコン（企業共同体）（双葉町） 令和2年10月操業開始

- 本社：双葉住コン(株)（双葉町）と大林道路(株)（東京都千代田区）がJVを設立して中野地区に立地
- 事業内容：双葉地域の今後の復興に使用される道路舗装材料の製造



事例2：ロボコム・アンド・エフエイコム（株）（南相馬市） 令和3年7月操業開始

- 本社：東京都港区
- 事業内容：ロボットパッケージ製造・販売、及び大型精密部品加工事業、3Dプリンター事業等を行い、最新技術を駆使したロボットパッケージの展示場を併設



事例3：（株）片山製作所（富岡町） 令和4年1月操業開始

- 本社：岐阜県可児市
- 事業内容：パワー半導体モジュール用の放熱基板を製造するため、富岡産業団地内の土地を賃借し、工場を新設



事例4：豊通リチウム（株）（楡葉町） 令和4年11月操業開始

- 本社：福島県双葉郡楡葉町（新規立地）
- 事業内容：需要が伸びている車載二次電池用炭酸リチウムの供給だけでなく、リチウム電池の技術革新に伴い二次電池の高容量化も見込まれることから、原料となる水酸化リチウムの生産・供給体制を構築



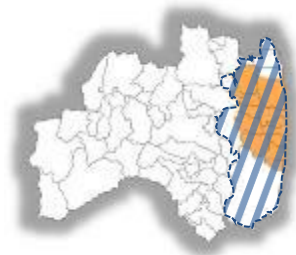
2. 企業立地への支援制度

福島県への企業立地等の支援制度

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

工場の新・増設

機械設備等の設置



＜①避難指示解除区域等を含む福島県浜通りの15市町村＞

対象：1) イノベ構想の重点分野（15市町村）
2) 全業種（12市町村）



中小企業：1) 補助率最大9/10

2) " 4/5

大企業：1) 補助率最大4/5

2) " 3/4

対象経費：土地取得・造成費、建物取得費、設備費

※ 補助金額の上限は原則30億円 ※ 社宅整備にも活用可能

※ 交付要件：①経済効果の創出 及び 投資額に応じた一定の雇用要件

②投資額に応じた一定の雇用要件

＜②避難指示解除区域等＞

対象：製造業等（12市町村）



中小企業：補助率最大4/5

大企業：補助率最大3/4

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

工場の新・増設



※岩手県、宮城県津波浸水区域も対象



中小企業：補助率最大1/2

大企業：補助率最大1/3



中小企業：補助率最大1/3

大企業：補助率最大1/4

対象経費：土地取得・造成費、建物取得費、設備費

※ 補助金額の上限は原則30億円

※ 建物取得は必須で、設備費のみの投資は対象外 ※対象となる地域（産業団地等）を絞り込み。

地域復興実用化開発等促進事業（イノベ実用化補助金）

実用化開発



中小企業：補助率 2/3 (3/4) 大企業：補助率 1/2 (2/3)

対象経費：施設工事費、機械設備費、人件費、外注費、委託費等に必要経費

※施設や機械は開発・実証用途に限る ※ 補助金額の上限は7億円

※連携協定書等に基づいて福島県浜通り地域の自治体と連携して事業を実施する企業については () 内の補助率を適用する。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

令和5年度概算要求額 130.8億円（140.9億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させる。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

基金総額

- 1029億円（H28年度:320億、H29年度:185億、H30年度:80億、R1年度:88億、R3年度:215億、R4年度:141億）

対象地域	I 製造・サービス業等立地支援事業 12市町村の避難指示解除区域等 II 地域経済効果立地支援事業 1) 12市町村の避難指示解除区域等 2) 浜通り等15市町村 III 商業施設等立地支援事業 12市町村の避難指示解除区域等
対象経費	用地の取得、建設から設備までの初期の立地経費 等
交付要件	I 投資額に応じた一定の雇用の創出 II 地元への経済効果の創出（雇用要件緩和）
実施期限	申請期限:R5年度末まで／運用期限:R7年度末まで

成果目標

- 被災者の「働く場」を確保し生活基盤を取り戻すため、企業立地を推進し、自立・帰還を加速させることで、雇用創出及び産業集積、商業回復を図ります。

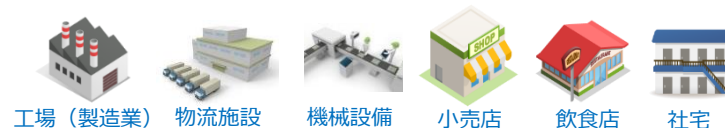
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

I 製造・サービス業等立地支援事業

- **対象業種**：製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等
- **対象施設**：工場、物流施設、機械設備、店舗、社宅、その他施設 等
- **補助率**：中小企業 3 / 4 以内、大企業 2 / 3 以内

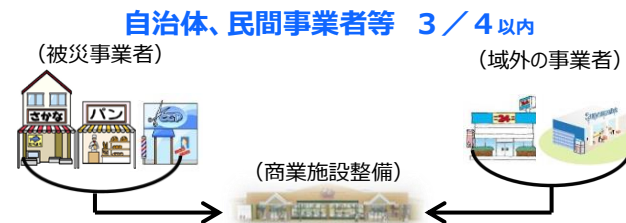


II 地域経済効果立地支援事業

- **対象業種**：1) 全業種
 2) 福島イノベーション・コースト構想の重点分野
 ※ ①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙
- **対象施設**：工場、物流施設、機械設備、店舗、社宅、その他施設 等
- **補助率**：1) 中小企業 3 / 4 以内、大企業 2 / 3 以内
 2) 中小企業 4 / 5 以内、大企業 3 / 4 以内

III 商業施設等立地支援事業

- **対象施設**：商業施設（①公設型、②民設共同型）
- **補助率**：避難指示区域、避難解除区域等



福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金 (地域復興実用化開発等促進事業)【復興】

福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室

令和5年度概算要求額 59.3億円 (59.1億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 福島県浜通り地域等において、国内外の研究者、技術者、企業等の英知を結集するためにも、共同で研究を行い、イノベーションを創出する環境を整備していくことが必要です。
- また、廃炉や被災地域の復興を円滑に進めていくためには、福島県浜通り地域等の産業復興を支える新技術や新産業創出の原動力となるロボット技術やエネルギー、農業分野など多岐にわたる先進分野の課題の解決に向けた技術開発等が求められています。
- そのため、福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の早期の産業復興を実現すべく、福島県浜通り地域等において地元企業又は地元企業と連携する企業が実施する実用化開発等の費用を支援します。また、「自治体連携推進枠」により、自治体(*)と連携して実施する事業を重点支援します。

*福島イノベーション・コースト構想に位置付けられた浜通り地域等の15市町村に限ります

成果目標

- 福島県浜通り地域等に先端的な産業の集積を創出します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

(1) 一般枠



(2) 自治体連携推進枠



事業イメージ

地域復興実用化開発等促進事業イメージ

福島イノベーション・コースト構想の重点分野(*)について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助します。

* 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

【支援対象となる実用化開発等】

福島県浜通り地域等において実施される実用化開発等

(1) 一般枠

- 地元企業等
補助率 大企業1/2、中小企業2/3
- 地元企業等と連携して実施する企業
(全国の企業が対象)
補助率 大企業1/2、中小企業2/3

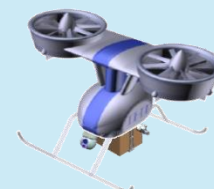
(2) 自治体連携推進枠

- 自治体と連携して事業を実施する民間企業等
補助率 大企業2/3、中小企業3/4
- ※補助率は変更の可能性があります。

【採択プロジェクトの例】

(ロボット・ドローン分野)

災害救援物資輸送ダクトド・ファンUAVの開発



(医療関連分野)

歩行支援ロボットの社会実装に向けた製品化モデルの開発



津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

(総額 2,090億円)

地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課
03-3501-1677
福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室
03-3501-8574
中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 東日本大震災により被害を受けた津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等※を除く。）を対象に工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図ります。

※「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」にて対応いたします。

- 加えて、津波により被害を受けた地域（岩手県、宮城県、福島県）を対象に、民間事業者等が整備する商業施設（共同施設）を支援し、商業回復を図ります。

【対象施設】工場（製造業）、物流施設、試験研究施設、コールセンター、商業施設（一部地域）等

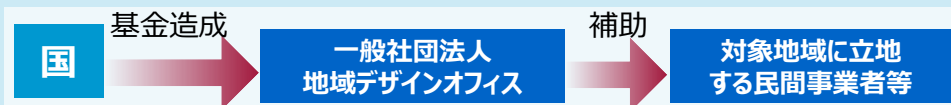
【対象経費】用地の取得、建屋建設から生産設備の設置までの初期の工場立地経費／商業施設及びその附属施設、設備の整備経費

【交付要件】投資額に応じた一定の雇用の創出など

【補助上限額】製造業等立地支援事業：原則として30億円
商業施設等整備支援事業：原則として5億円

【実施期間】申請期間：令和元年度末まで、運用期間：令和2年度末まで
令和2年度以降申請期間：令和5年度末まで
運用期間：令和7年度末まで

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

I 製造業等立地支援事業

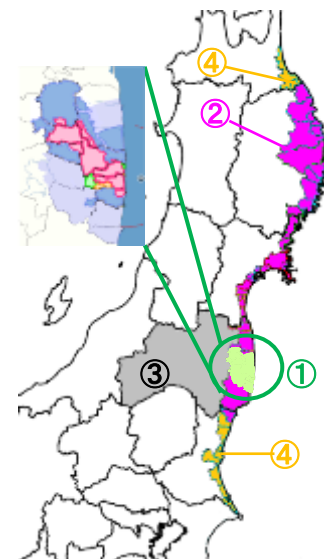
1. 津波浸水地域
 - ②津波で甚大な被害を受けた市町村（避難指示区域等を除く。）
大企業1/3～1/8、中小企業1/2～1/6
 - ④津波浸水被害のある特定被災区域の市町村
大企業1/5～1/10、中小企業1/4～1/10

2. 原子力災害被災地域
 - ③福島県（避難指示区域等及び津波で甚大な被害を受けた市町村を除く。）
大企業1/4～1/8、中小企業1/3～1/8

※令和2年度以降は、岩手県、宮城県及び避難指示区域等を除く福島県の一部地域が対象となります。

※なお、①避難指示区域等は、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」にて対応いたします。

平成29年4月現在



II 商業施設等整備支援事業

1. 津波浸水地域
 - ②津波で甚大な被害を受けた市町村
被災中小 3/4以内
非被災中小 2/3以内、その他 1/2以内

※なお、①避難指示区域等は、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」にて対応いたします。



原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

令和5年度概算要求額

55.3 億円 (56.5 億円)

事業の内容

事業目的

原子力発電施設等の周辺地域における企業立地支援を通じて、同地域の自立的・持続的な発展を支援することにより、地域住民の電源立地に対する理解促進を図り、発電用施設等の設置及び運転の円滑化につなげることを目的とします。

事業概要

原子力発電施設等の周辺地域における企業立地支援を通じて、同地域の雇用促進と産業振興を図るため、同地域で雇用を生む新規立地や設備の増設を行った企業に対し、実質的な電気料金の割引となる給付金を最大8年間交付します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



対象者：原子力発電施設等の周辺地域に新規立地又は増設した企業
(平成27年10月1日以降、製造業及び自治体が積極的に誘致する業種に限定)
補助率：定額(立地地点、契約電力、雇用者数等により補助金額を算定)

成果目標

原子力発電施設等の周辺地域における企業立地に対する支援を通じ、当該地域の雇用促進と産業振興を目指します。

人材確保支援策

○福島県において、被災求職者を雇い入れた場合、ふくしま産業復興雇用支援助成金、特定被災者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）のいずれかが利用可能。

ふくしま産業復興雇用支援助成金（県制度）

県内全域が対象

- 立地補助金等の国・県又は地方自治体の補助金・融資の採択を受けた事業者等が被災求職者等を雇用する場合に、雇い入れ及び住宅支援に係る費用を最大3年間助成。

【雇入れに係る助成】（雇用した被災求職者1人当たりの支給額）※1事業所につき、2,000万円を上限
・3年間の総額で最大225万円（1年目120万円、2年目70万円、3年目35万円）

【住宅支援に係る助成】（1事業所当たりの支給額）※1事業所につき、年額240万円を上限
・求職者の雇入れのために、住宅支援の導入等（宿舍借り上げ、住宅手当の導入等）に要した経費の3/4を助成。

特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）（国制度）

県内全域が対象

- 被災離職者等をハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給。

【対象労働者】

震災時に警戒区域等に居住していた方であって、被災離職者※1又は被災地求職者※2のいずれかに該当する方

※1：震災発生時に被災地域で就業しており、震災により離職を余儀なくされた方であって、その後安定した職業に就いたことのない方

※2：震災後安定した職業に就いたことのない方

【支給額】 対象労働者の賃金の一部相当額として、下記の金額を支給（ ）は中小企業以外に対する支給額

[対象労働者の1週間の所定労働時間]	[支給額]	[助成対象期間]
30時間以上（短時間労働者以外）	60万円(50万円)	1年
20時間以上30時間未満（短時間労働者）	40万円(30万円)	1年